

那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

固定資産に関する名寄帳の写しの交付の事務の手数料を定めるため、この案を提出する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1～7 [略]

8 その他の事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(6) [略]			
(7)	介護保険料又は介護給付に関する証明		[略]
(8) [略]			

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1～7 [略]

8 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(6) [略]			
(7)	固定資産に関する名寄帳の写しの交付		1件につき300円
(8)	介護保険料又は介護給付に関する証明		[略]
(9) [略]			